

船橋市児童相談所 基本構想 (修正案)

※修正箇所は赤字で記載

令和〇〇年〇〇月

船橋市

目 次

1. 基本構想について	3
(1) 策定の経緯	3
(2) 趣旨	3
(3) 上位計画・関連する計画	4
2. 児童相談所の概要	5
(1) 設置の目的	5
(2) <u>基本的機能満たすべき条件</u>	5
(3) <u>基本的機能</u>	5
3. 現状と課題	6
(1) 市の家庭児童相談の現状	6
①家庭児童相談の経緯	
②家庭児童相談室の職員体制	
③家庭児童相談室の実施業務	
④家庭児童相談室における相談件数の推移	
(2) 縣市川児童相談所の現状	8
① <u>管轄人口</u>	
②①職員体制	
③②相談件数の推移	
④③虐待相談件数における船橋市分の推移	
(3) 現状における課題	10
①通報窓口の二元化	
② <u>介入（権限行使）と支援権限と支援体制</u> の二元化	
4. 基本方針	12
(1) 市児童相談所が目指す姿	12
(2) 市児童相談所の機能	12
(3) 市児童相談所を設置するねらい	12

5. 運営方針	14
(1) 組織体制	14
(2) 市児童相談所と家庭児童相談室	
児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担	14
(3) 虐待 通告等 の受付体制	15
(4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営	15
(5) 一時保護所の定員	15
(6) 一時保護委託・学習環境の整備	16
(7) 一時保護後の地域支援体制子どもの権利保障	16
(8) 療育手帳の交付事務一時保護委託・一時保護後の地域支援体制	16
(9) 運営に対する評価・療育手帳の交付事務	17
(10) 職員配置体制	17
(11) 医師・弁護士の配置について	18
(12) 職員の採用・研修計画	18
(13) 子どもの権利保障運営に対する評価	18
6. 施設整備方針	19
(1) 候補地の選定	19
(2) 施設整備の基本的な考え方	20
①基本コンセプト	
②施設の概要	
(3) 整備スケジュール	21

1. 基本構想について

(1) 策定の経緯

船橋市（以下「市」という。）の人口は64万人に達し、政令指定都市を除く全国の自治体において最も人口規模の大きな市となっています。

市では、住民に身近な市町村の窓口として家庭児童相談室を設け、縣市川児童相談所と連携し、虐待の未然防止・早期発見・早期支援などに取り組んでいますが、家庭児童相談室にて受ける相談件数は年々増加傾向にあり、平成30年度の相談件数は、平成18年度には354件だったものが約3.8倍の1,338件となり、児童虐待相談件数については、85件だったものが約7.4倍の625件と大きく増加しています。

こうした近年の相談件数、特に児童虐待相談件数の増加に対応するため、家庭児童相談室の職員体制の強化を図り、問題を抱える家庭への相談・支援に努めています。

また、児童福祉法（以下「法」という。）においては、平成16年の改正により、「都道府県や指定都市以外の市であっても、政令で指定する市については、児童相談所を設置することができる」と規定されたことにより、市が児童相談所を設置することが可能となりました。この改正の背景としては、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること等から、中核市が児童相談所の設置を図ることが適当とされたものです。

さらに、平成28年の改正では、「政府は、法律の施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとする。」との検討規定が設けられ、令和元年の改正では、「政府は、改正法の施行後5年間を目処として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたところです。

こうしたことから、市では児童相談所の設置に係る検討を行い、有識者等からの意見聴取や縣市川児童相談所への派遣研修等による調査・研究に取り組んできましたが、これまでの検討、調査・研究に基づき、将来を担う子どもたちをしっかりと育ていくため、児童相談所の設置を目指すこととし、市が設置する児童相談所の基本構想を策定することとしました。

(2) 趣旨

基本構想は、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な行政窓口として、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、切れ目のない一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所設置の基本方針や、施設整備の基本的な考え方を示すものです。

今後は、本基本構想を基に、基本設計・実施設計、建設工事等を進めていきます。

(3) 上位計画・関連する計画

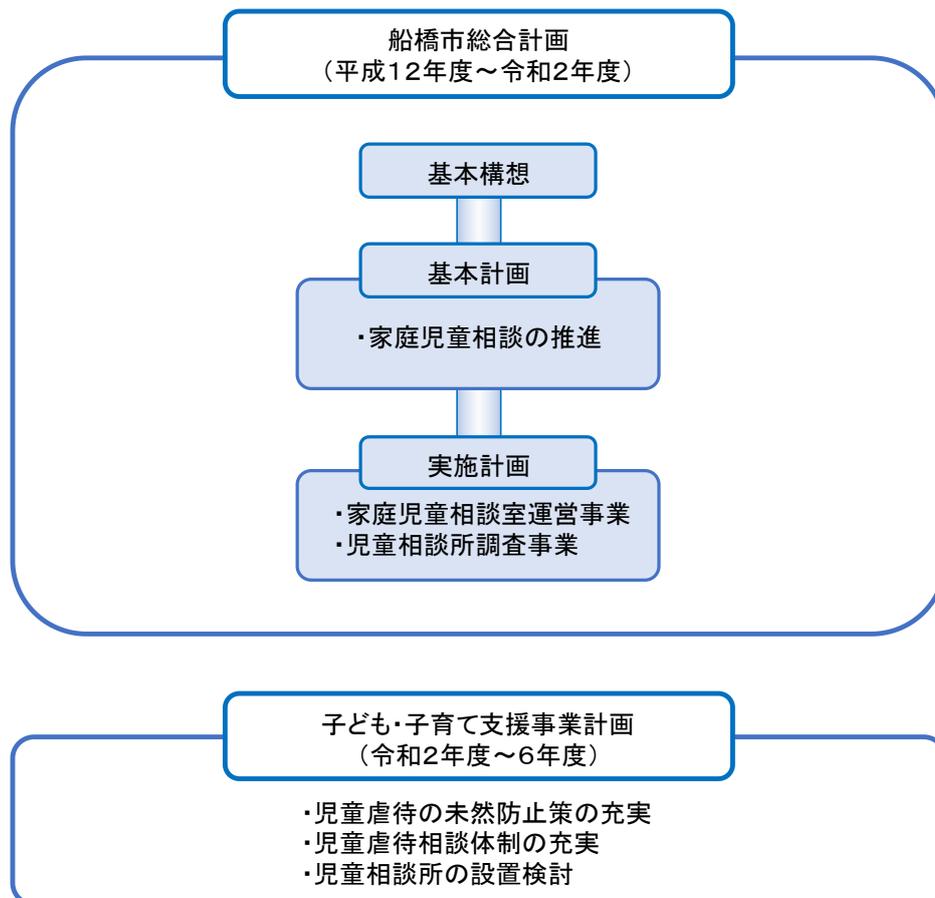
市は、平成12年度から令和2年度までを計画期間とした、まちづくりの指針となる、基本構想・基本計画・実施計画からなる船橋市総合計画を策定しました。

この基本計画（後期：平成24年度～）において、「次代を担う子どもの育成」を基本施策のひとつとし、これを推進するための施策として「児童の保護、健全育成」を位置づけ、その主な取り組みのひとつとして「家庭児童相談の推進」を掲げています。

基本計画に沿って取り組む事業計画を体系的、具体的に示す「実施計画」（平成30年度～令和2年度）においては、主要な事業として「家庭児童相談室運営事業」を掲げ推進するとともに、「児童相談所調査事業」を掲げ、市児童相談所の設置に向けて場所の選定や体制のあり方について検討し、県市川児童相談所へ職員を計画的に派遣し、児童相談所の運営上の課題等の把握及び必要な専門性の習得を図るとしています。

また、関連する計画として、地域の子ども・子育て支援の充実にに向けた施策を推進する「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）において、「児童虐待防止対策の充実」を基本施策のひとつとして位置付け、主な取り組みとして、「児童虐待の未然防止策の充実」「児童虐待相談体制の充実」とともに、「児童相談所の設置検討」を掲げています。

こうした上位計画や関連した計画及び法との整合を図りながら市児童相談所の基本構想を策定し、本基本構想を基に、市児童相談所の設置を進めていきます。



2. 児童相談所の概要

厚生労働省が定める「児童相談所運営指針」よりでは、中核市が設置する児童相談所の概要はについて以下のとおりです。ように示しています。

(1) 設置の目的

児童相談所は、市町村関係機関と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（相談援助活動）を主たる目的として都道府県、指定都市及び~~法~~施行令第45条の2により指定された中核市及び特別区に設置される行政機関である。

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

(2) 満たすべき条件

児童相談所は、この目的を達成するため基本的に次の4つの条件を満たしている必要がある。

- ・子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
- ・児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
- ・地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
- ・児童福祉に係る全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

(2-3) 基本的機能

○相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

- ・専門的知識及び技術を必要とする相談の一例

養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
非行相談：触法行為やぐ犯（法に抵触しないが、犯す恐れがある）行為に関する相談

○一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能

○措置機能

子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、~~市町村~~児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能

3. 現状と課題

(1) 市の家庭児童相談の現状

①家庭児童相談の経緯

市ではこれまでも子どもに関する相談・支援を行ってきましたが、平成 14 年 4 月に家庭児童相談室を設置し、家庭における適正な子どもの養育、その他家庭福祉の向上を図るため、養育の技術や、子どもに係る家庭の人間関係、その他家庭児童の福祉に関する相談・支援を行う体制を整備しました。

平成 16 年の法改正により、市町村は児童に関する一義的な相談支援機関と位置付けられ、子育て支援事業等の活用により対応可能と判断される比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースで専門的な対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の役割を担うとされました。

これにより、家庭児童相談室が児童虐待の一義的な通告窓口となり、市民に身近な相談窓口として、子どもに関する相談への対応や、児童虐待の未然防止・早期発見に努めてきました。

平成 19 年 4 月には、法第 25 条の 2 第 1 項に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置しました。

なお、市では、この協議会設置の目的に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 9 条の規定に基づき、被害者の適切な保護が行われるよう関係機関の相互連携と協力を図ることを併せ、「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」として設置しました。

平成 28 年の法改正においては、市町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されました。

これを受け、市では、平成 29 年 4 月、家庭児童相談室に「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、必要な職員を配置し体制の強化を行いました。

②家庭児童相談室の職員体制

職員数：33名（令和2年4月1日時点）

(常勤職員) 19名		(会計年度任用職員) 14名	
所長(保健師)	1名	家庭児童相談スーパーバイザー	3名
社会福祉士	6名	家庭相談員	9名
保健師	7名	事務員	2名
心理士	4名		
教員	1名		

③家庭児童相談室の実施業務

○相談・支援事業

家庭における子どもの養育や虐待に関する相談に応じ、必要な支援を行う。はもとより、虐待通告に関しては必要な調査、安全確認、モニタリング等を行う。

○啓発事業

子ども本人からの相談を促すための相談カードや児童虐待通報を促すためのポスターの作成・掲示、各種イベント会場における啓発活動などを行う。

○養育支援訪問事業

子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援又は家事援助を行う。

○親支援のための子育て講座

親自身のストレスマネジメントや、効果的なしつけ方を学ぶことによって、子どもとの関係改善に繋げ、虐待の防止を図る講座を実施。

○要保護児童及びDV対策地域協議会

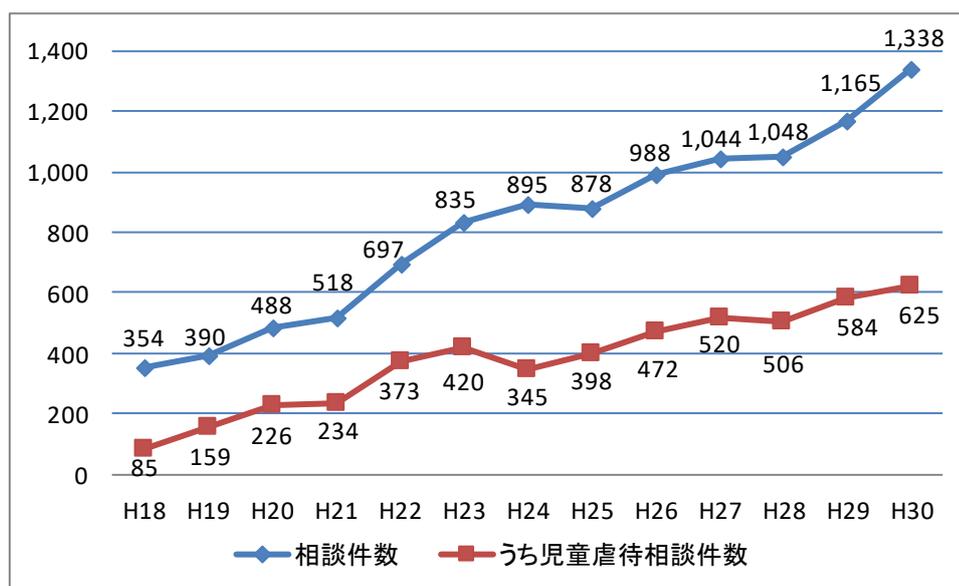
要保護児童等への適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童及びDV対策地域協議会の調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催し、関係機関のネットワークによる多方面からの支援を行う。

○子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う。

④家庭児童相談室における相談件数の推移

市（家庭児童相談室）における相談件数は増加傾向が続いており、また、相談件数に占める虐待相談件数の割合は、平成18年度では約2割であったものが、近年においては約5割を占めるようになりました。



(2) 県市川児童相談所（管轄地域：船橋市、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市）の現状

①管轄人口

1,416,808人（令和2年4月1日時点）

船橋市	市川市	浦安市	鎌ヶ谷市
643,971人	491,821人	170,978人	110,038人

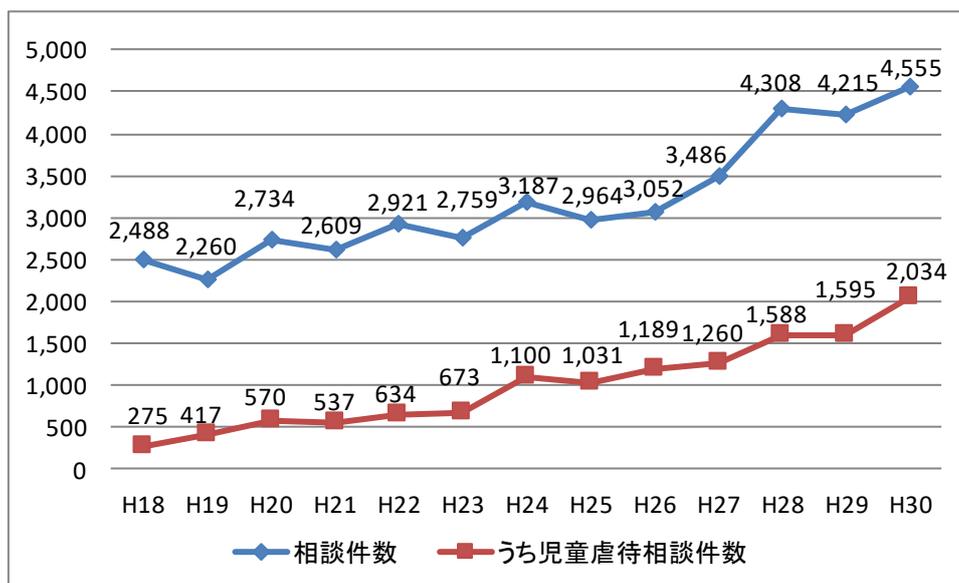
②職員体制

職員数：148名（令和2年4月1日時点）

【常勤職員】合計：111名	【会計年度任用職員等】合計：37名
所長 1名	
次長 1名	
主席児童福祉司兼次長 1名	
庶務課（計：5名）	
課長 1名	
事務職 4名	
相談課（計：8名）	相談課（計：5名）
課長 1名	児童虐待対策対応（警察OB） 1名
児童福祉司 2名	児童安全確認協力員 3名
児童相談員 4名	電話相談員 1名
警察官 1名	
調査課（計：39名）	調査課（計：5名）
課長 1名	児童虐待対応協力員 3名
児童福祉司 38名	弁護士 2名
診断指導課（計：24名）	診断指導課（計：7名）
課長 1名	児童心理司 1名
児童心理司 23名	看護師 1名
	医師（小児科・精神科） 5名
一時保護課（計：21名）	一時保護課（計：19名）
課長 1名	児童心理司 1名
保育士 12名	学習指導協力員 1名
児童指導員 8名	生活指導員（児童指導員） 1名
	生活指導員（夜間指導員） 13名
	歯科医師 3名
支援課（計：11名）	支援課（計：1名）
課長 1名	里親対応相談員 1名
児童福祉司 5名	
児童心理司 3名	
保健師 2名	

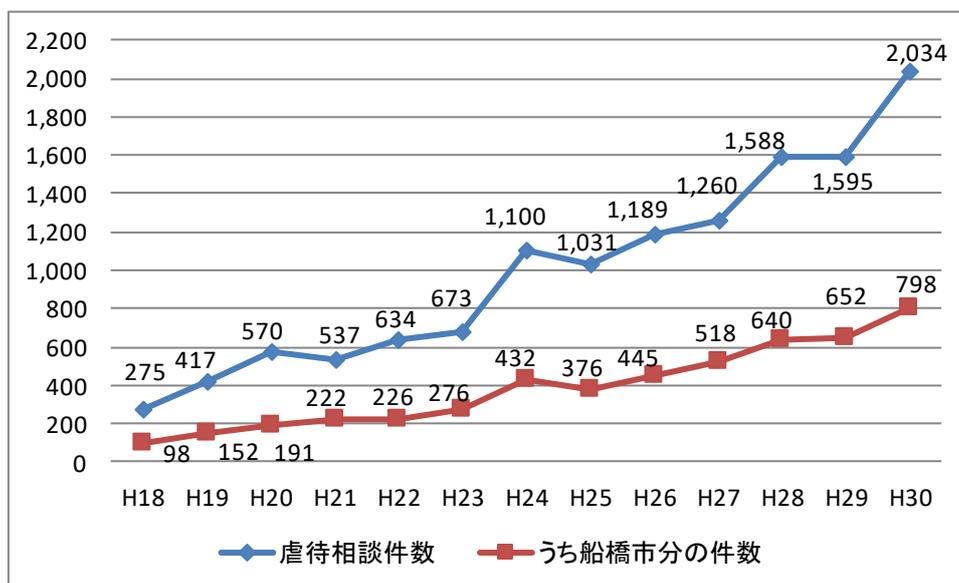
②③相談件数の推移

県市川児童相談所における相談件数は増加傾向にあり、虐待相談件数が占める割合は、平成18年度は約1割だったものが、近年では約4割となっています。



③④虐待相談件数における船橋市分の推移

県市川児童相談所における虐待相談件数の船橋市分の占める割合は約4割となっています。



(3) 現状における課題

市町村は法において児童及び妊産婦に関する一義的な相談支援機関と位置付けられています。

現在、子育て支援サービス等により子どもや妊産婦及び当該家庭の福祉の向上、あるいは虐待リスクの低減が見込まれる比較的軽微な虐待事例は、もっぱら市が必要な庁内連携の下で相談や支援を展開しています。また、市の支援を拒否している事例など、県の権限行使を視野に入れたケースワークが必要な場合、市は速やかに県へ送致する必要があります。

一方、都道府県は、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や、市町村の後方支援等を行うとされています。

このため、市と県が行う児童相談への取り組みについては、役割を分担して行う二層構造により対応する仕組みとなっていますが、このような二層構造によって、次のような課題が生じています。

①通報窓口の二元化

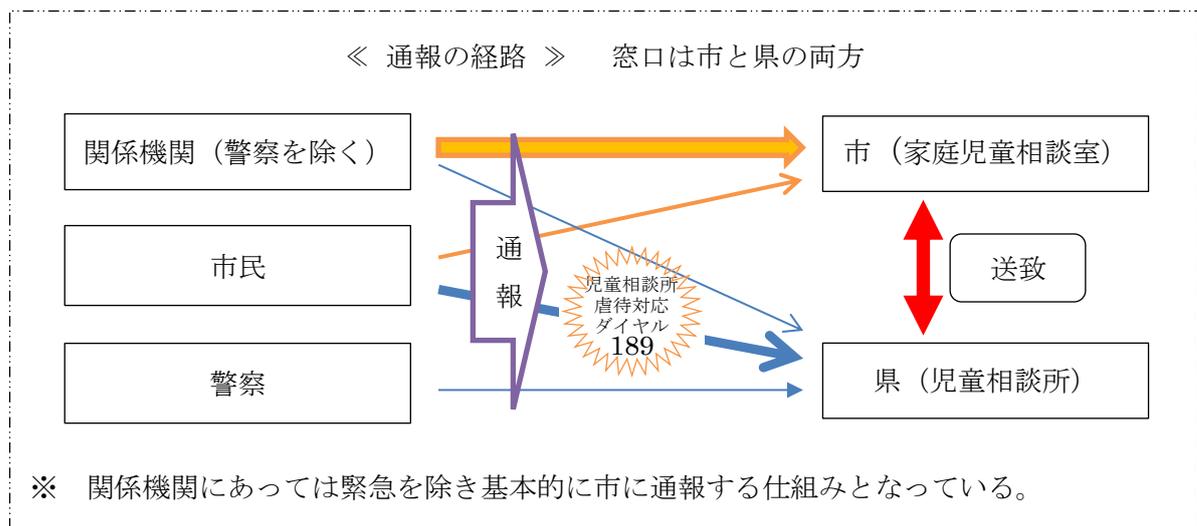
市と県は虐待リスクの重さや求められる専門性により、役割を分担しているため、それぞれが通報や相談窓口を設けています。

しかしながら、県に軽微な相談が寄せられることがあり、このような事態が多発すると、より専門性や即時性が求められるケースに対応しきれない恐れがあります。

また、市に緊急性が高い虐待ケースについて通報されることがありますが、県へ送致しなければならないケースの場合、迅速な対応ができなくなってしまうます。

このような通報には、初期段階でいずれの機関が対応することが望ましいのか判断がむずかしいものもあり、対応に時間を要する事態が生じています。

・通報窓口のイメージ



迅速な対応ができない

②権限と支援体制介入（権限行使）と支援の二元化

市は様々な子育て支援サービスを実施しており、家庭児童相談室による支援に加え、関係部署と連携してきめ細かい支援を行うことが可能です。

このため、県が担当するケースにおいて、家庭環境が改善することで、在宅での支援を行う方針に変わることがありますが、その際には在宅支援の一義的な実施者であり、きめ細かい支援が可能な市にケースを送致する必要が生じます。

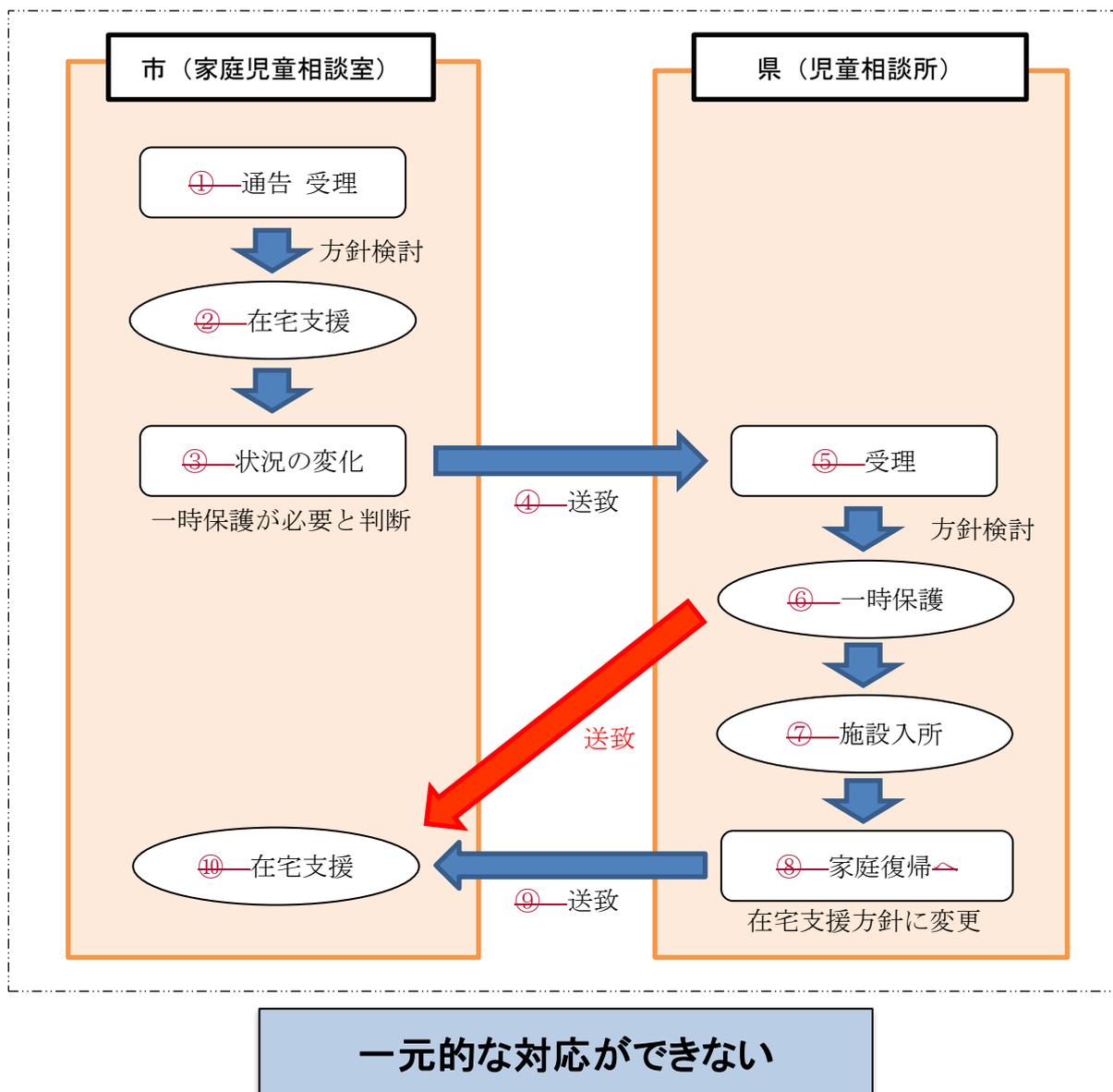
一方、県は重篤なケース等において、必要に応じて子どもを家庭から離して一時的に保護する権限が与えられていますが、市には与えられていません。

このため、市が担当するケースにおいて、家庭環境の変化等により子どもへの虐待リスクが高まり、一時保護を行うべきと判断した場合、県へ送致する必要があります。ることから、切れ目のない一貫した支援が行えない恐れがあります。また、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なり、ることがあります。適切な支援が行えないこともあります。

各々のケースがその時点で必要となる権限や支援体制が二元化していることにより、最適な対応ができない恐れがあります。

これらのことから、一元的な対応ができない事態が生じています。

・送致が必要となる場合のイメージ



4. 基本方針

現状と課題を踏まえ、市が設置する児童相談所の基本方針を以下のように定めます。

(1) 市児童相談所が目指す姿

すべての船橋のすべての子どもを切れ目なく一貫して守る拠点

未来あるすべての子どもたちの権利を保障し、また、子どもの最善の利益を優先として、船橋のすべての子どもたちがいつまでも夢や希望を持ち続けられるよう、市が児童相談所を設置し、これまで、これまでの県と市の二元体制から市の一元体制の下で切れ目のない一貫した支援を行い、県と市の間隙に落ちることなく、船橋の子どもたちを守り、その成長発達を支援していきます。

(2) 市児童相談所の機能

○児童相談所機能（相談機能・一時保護機能・措置機能）

○一時保護所機能

一時保護された子どもが生活する場となる一時保護所を設置し、子どもの権利を守り、安全・安心して生活できる環境を提供します。

○家庭児童相談室機能（子ども家庭総合支援拠点機能）

○要保護児童及びDV対策地域協議会調整機関機能

要保護児童及びDV対策地域協議会に関する事務を総括するとともに、対象児童等の支援状況を管理し、関係機関との連絡調整を行います。

(3) 市児童相談所を設置するねらい

○迅速性と機動性の確保

- ・市のみを所管することにより、機動的な支援や介入が可能
- ・県への送致という段階を踏まずに、迅速に適切な介入や権限行使を行う

○家庭児童相談情報の一元管理

- ・市の子どもの家庭児童相談情報を一元的に管理し、漏れなく把握する
- ・市と県の間隙に埋もれず、タイミングを失することなく適切な介入や権限行使が可能

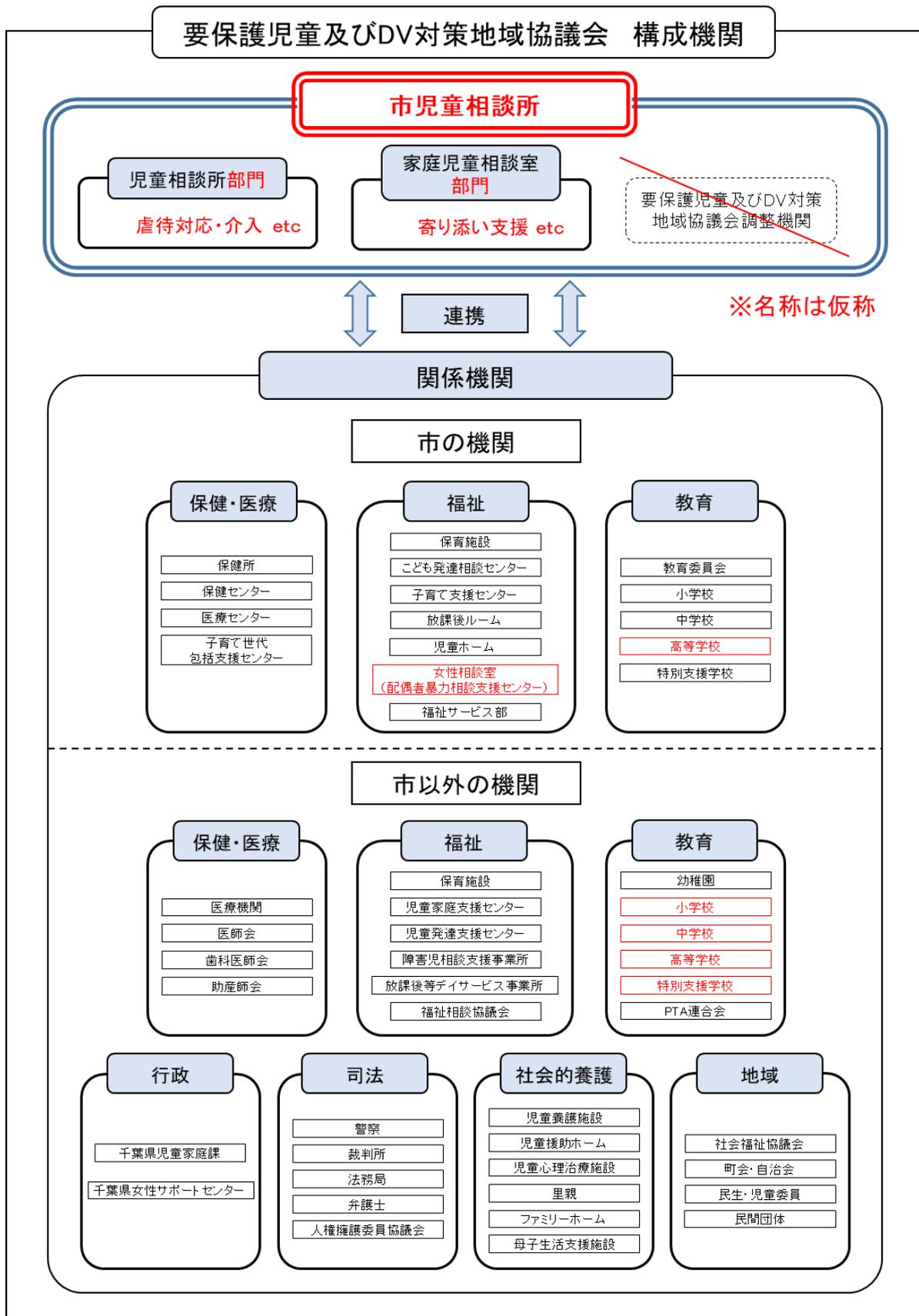
○切れ目のない一貫した支援

- ・虐待の発生予防から初期対応、一時保護、家庭引き取り後の支援までを切れ目なく行う

○きめ細かい息の長い支援

- ・市の強みである子育て支援サービスの提供により、子どもや家庭の状況に沿ったきめ細かい支援が可能
- ・市関係部署や市以外の関係機関と連携を取りながら、息の長い在宅支援の提供が可能

・市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ



※一部の機関は市児童相談所設置後に構成機関となることを想定

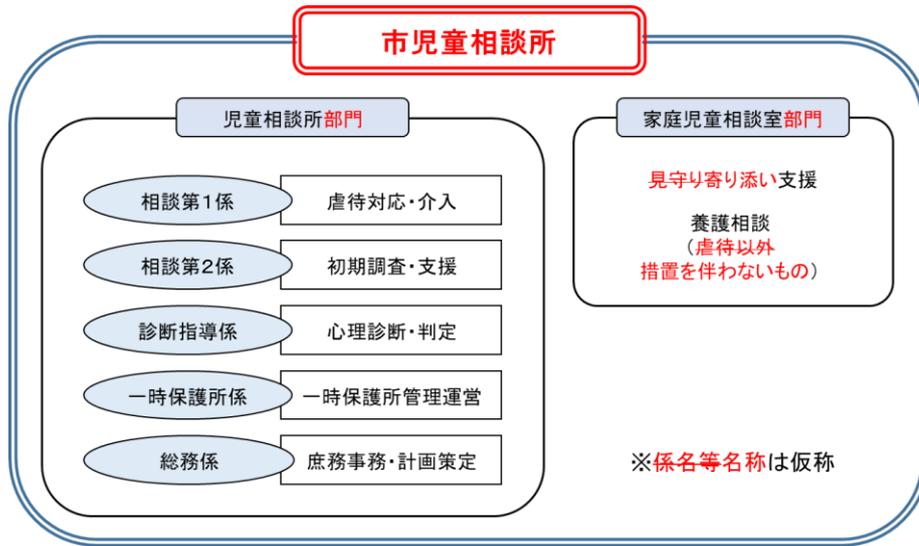
5. 運営方針

(1) 組織体制

市児童相談所及び家庭児童相談室の組織体制は以下の様に想定しており、同一建物内に設置することで、児童相談所部門・家庭児童相談室部門それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築します。

また、市児童相談所部門が対応する虐待ケースについては、一時保護等の介入を行う係と、子どもや家族へ支援を行う係を分離しつつも、必要なケースについては一体的な対応を行うものとし、迅速な介入と丁寧な支援を両立する体制を構築します。

・組織体制のイメージ



(2) 児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担

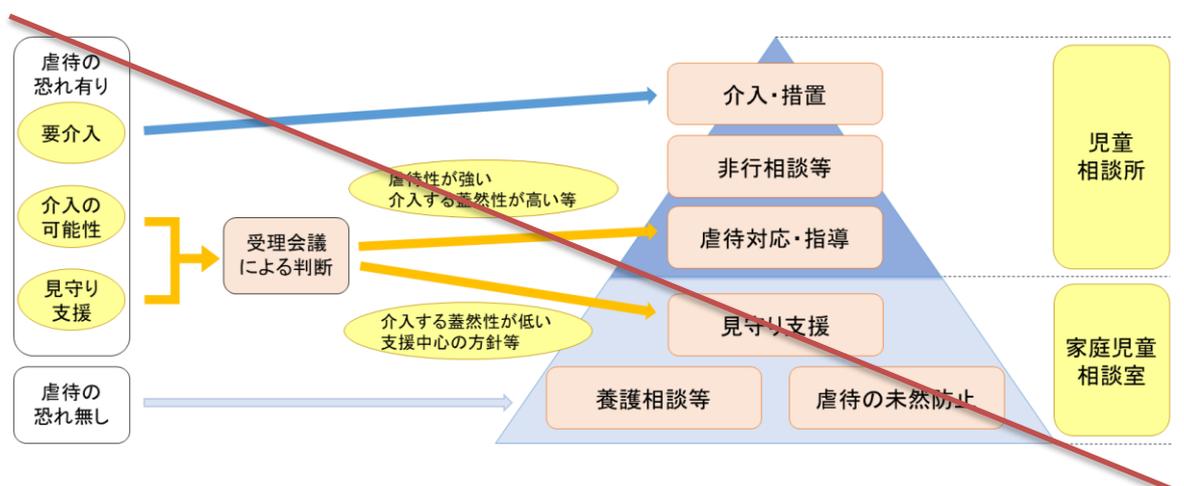
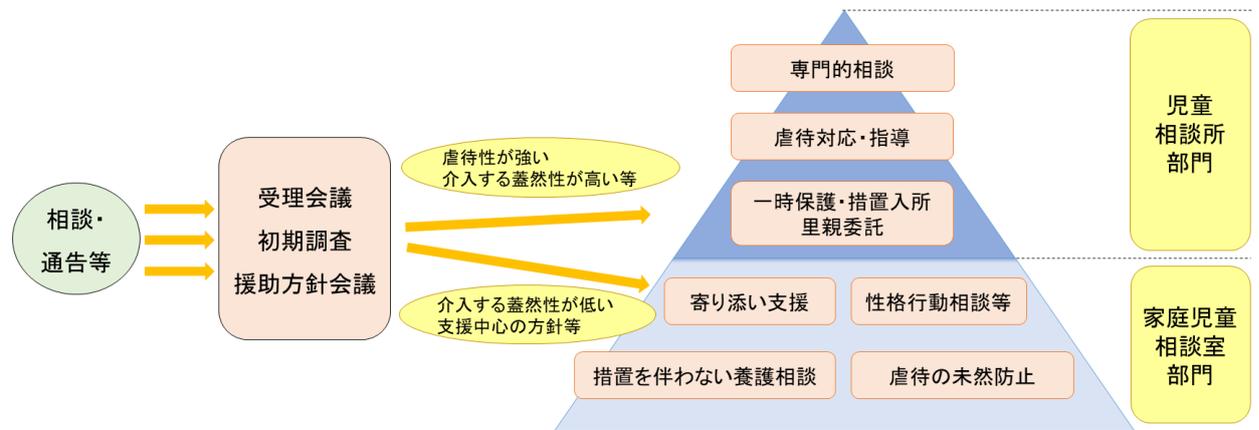
児童相談所では、介入や措置を行うケースやその蓋然性が高いケースを対応し、家庭児童相談室では、見守り支援を中心に行うケースや虐待の恐れがない養護相談、虐待の未然防止の推進等について対応することを原則とします。

どちらに該当するかが曖昧なケースについては、通告を受理した時点で判断することは困難と考えられるため、児童相談所・家庭児童相談室が合同で実施する受理会議において、介入の蓋然性や援助方針等を勘案したうえで対応機関を決定します。児童相談所部門では、すべての虐待相談を受理し、対応・支援を行っていきます。また、虐待相談に限らず、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、特に専門的知識・技術が必要なケースを担当します。

家庭児童相談室部門では、児童相談所部門で受理した虐待ケースで、対応・支援の結果、一時保護等の権限行使が必要なく、保護者に寄り添った支援が相当であると判断されたケースを児童相談所部門から引き継いで担当していきます。また、措置を伴わない養護相談や性格行動相談、虐待の未然防止の推進等について対応することを原則とします。

また、なお、家庭児童相談室部門で対応・支援を進める中で、状況が変動していくケース等については、逐一情報を共有し、共通の方針に基づく対応や、一時保護等の権限行使や専門的知識・技術が必要となった場合は、速やかに児童相談所部門にケースを移管します。適切な対応機関へ迅速に変更する体制を構築します。

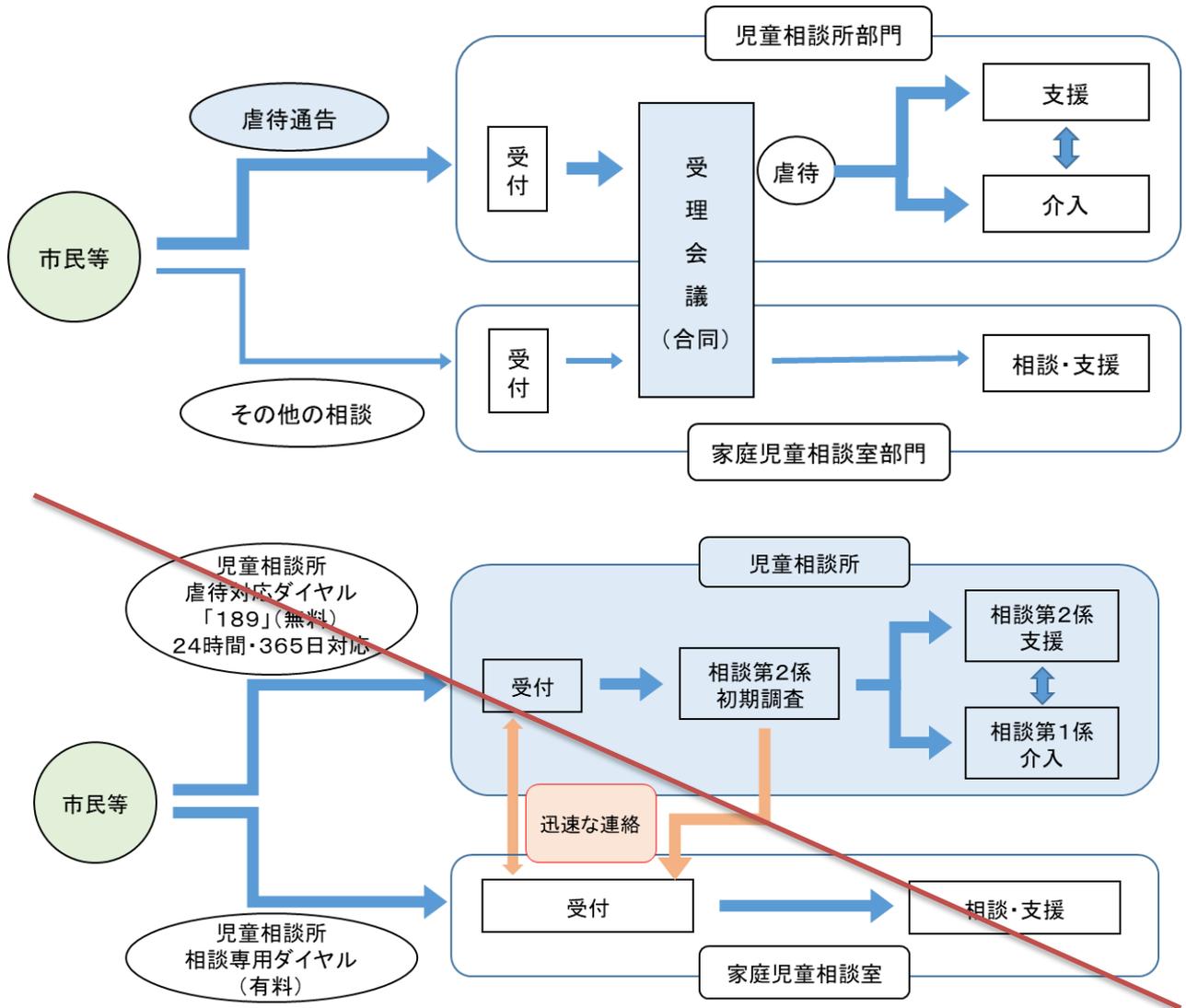
・役割分担のイメージ



(3) 虐待通告の等の受付体制

- ~~市児童相談所等への相談・通告は、重大な虐待通告のような案件から養育相談等の比較的軽微なものまで、様々な問い合わせが想定されます。~~
 - ~~厚生労働省は、令和元年12月3日から、児童相談所全国共通ダイヤル「1(いち)8(はや)9(く)」を児童相談所虐待対応ダイヤル「1(いち)8(はや)9(く)」(24時間・365日対応)に改め無料化すると共に、新たに児童相談所相談専用ダイヤルを開設し、通報種別に応じた2通りのダイヤルにより受け付ける体制を取ることで、利用者の利便性の向上を図るとしています。~~
 - ~~市においては、虐待対応ダイヤルは市児童相談所、相談専用ダイヤルは家庭児童相談室が受け付けし、必要に応じて相互に情報共有・連携し適切に対応する体制を構築します。~~
 - ~~なお、例えば市児童相談所に通告された件であっても、受付時に聞き取った内容から家庭児童相談室で対応する方が良いと考えられる場合にあっては、丁寧な説明の後に、迅速に家庭児童相談室へ連絡し対応する体制を構築します。~~
- 現在の船橋市内の児童虐待通告は、市の家庭児童相談室と県の市川児童相談所の2か所で受けている体制ですが、市児童相談所設置後は一本化を図り、児童相談所部門で受け付けます。
- 措置を伴わない養護相談や性格行動相談などは、従来どおり家庭児童相談室部門が受けることとし、権限行使のイメージの強い児童相談所部門とは分け、気軽に相談しやすい体制を築いていきますが、家庭児童相談室部門への相談の中にも虐待の内容が含まれることも考えられます。
- そこで、家庭児童相談室部門で受けた相談でも虐待を見落とすことなく、また、児童相談所部門と一元的に適切な対応ができるよう、いずれで受けた相談も必ず両部門合同の受理会議を行います。そのうえで、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあっては、まずは児童相談所部門で調査等を行う体制とします。
- なお、児童虐待通告窓口の周知にあたっては、市児童相談所の専用ダイヤルと共に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」の周知を行います。

・受付体制のイメージ



(4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営

市児童相談所と一時保護所を併設することで、市児童相談所で業務を行う児童福祉司、児童心理司や医師などが、一時保護所に入所する子どもの面談や診断等も併せて行うことができるよう、一体的な運営を行います。

(5) 一時保護所の定員

一時保護所は、必要に応じて迅速に子どもを保護できるよう、必要十分な大きさを確保する必要があります。

市が整備する一時保護所の定員設定に当たっては、県市川児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住の子どもの最大数や、市の今後の人口推計を加味した上で、余裕をもった定員を設定します。

(8.6) 一時保護委託

一時保護を行った子どもやその家庭状況によっては、一時保護所に入所させることが適当でない場合があります。その様な子どもについては、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設や医療機関等に一時保護の委託を行います。

(7) 一時保護後の地域支援体制

~~また、一時保護の解除後はに~~家庭へ復帰する場合はこととなりますが、地域の支援体制が重要です。家庭復帰が適さない子どもについては、~~地域の支援体制を確保し、~~里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を取ることとなります。一時保護所の入所期間が長期とならないことも必要であり、これらの体制整備を推進することが重要です。

里親やファミリーホームについては、登録者・事業者を増やしていくための周知・啓発を行うとともに、里親のリクルートや研修、委託解除後のフォロー等を包括的に行うフォスタリング機関の活用について検討を進めていきます。

児童養護施設については、~~市内に1か所で運営する事業者と連携体制を構築していきますが設置されており、~~乳児院や障害児入所施設等については、~~市内に設置されておらず、おりません。~~これらは市域を超えた広域的な対応が必要となることから、県内で一元的に対応する仕組みを構築するよう、県と協議していきます。

(9.8) 療育手帳の交付事務

現状における市の療育手帳交付の流れについては、市障害福祉課で申請を受付し、县市川児童相談所による判定を通じて千葉県知事が手帳を発行し、市障害福祉課で交付しています。

市が児童相談所を設置することにより、市児童相談所が判定を行い、船橋市長が手帳を発行することが可能となります。

市の組織・窓口体制に鑑み、申請受付及び交付については、手帳取得に伴う各種サービスの案内等を行うため市障害福祉課が行い、判定については、専門性を有する児童心理司を多く配置する市児童相談所が行うことを想定しています。

(13.9) 運営に対する評価

法改正（令和2年施行分）により、児童相談所はその業務の質の評価を行うことや、その他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないことが新たに定められました。

児童相談所では、~~子どもの一時保護という~~強力な権限を行使するため、明確な基準に基づく厳格な判断が求められます。また、一時保護所においては、子どもの安全確保策として外部からのアクセスを制限するため、閉鎖的な空間となりがちであることから、子どもの権利擁護等に配慮しなければなりません。

市が設置する児童相談所では、その業務全般において、定期的に評価を行うことや、~~評価に基づき~~運営の改善を図るなど、適切な仕組みを構築します。

(10) 職員配置体制

市児童相談所における職員については、法や児童相談所運営指針等を参照し、必要な配置を行います。

主な職種の配置基準や方針については、次のように想定しています。

(令和2年5月1日現在で公布されている法令等に基づく想定です。)

○児童福祉司

管轄区域（市）の人口3万人に1人配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談件数が全国平均より多い場合は上乘せする。この他、里親養育支援児童福祉司を配置する。

児童福祉司の中には、スーパーバイザー（その他の児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司）を含む。

○児童心理司

児童福祉司2人につき1人配置する。

児童心理司の中には、スーパーバイザー（その他の児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司）を含む。

○保健師

1名以上配置する。

○医師

精神科医、小児科医をそれぞれ1名以上配置する。

○弁護士

1名以上配置する。

○保育士又は児童指導員

一時保護所の定員に応じて、必要な人数を配置する。

この他、家庭相談員、児童虐待対応職員、一時保護所対応協力員、夜間休日対応職員、警察官など、必要な職員を配置する。

(11) 医師・弁護士の配置について

法改正（令和4年施行分）により、医師及び弁護士の配置基準が次のように改められます。

○医師（保健師）

医師及び保健師をそれぞれ配置する（現在は医師又は保健師とされている）

○弁護士

常時弁護士による助言又は指導の下で法的措置等を行うため配置又はこれに準ずる措置を行う（現在は常時弁護士による助言又は指導の下とはされていない）

このことから、児童相談所における医師及び弁護士の役割はますます重要と考えています。

医師の業務としては、虐待を受けた子ども等の~~心理医学~~診断、一時保護所に入所する子どもの診断や健康管理、療育手帳交付における心理判定等に加え、ケースワークにおける医学的見地からの助言や、勤務する職員のケアなども行うことを想定しています。

また、弁護士の業務としては、法に基づく申立手続きや、法的知識による親権者等への説明、他の職員への法的助言などを行うことを想定しています。

なお、医師や弁護士については人員確保が課題となることが想定されるため、常勤・非常勤といった配置形態等については、関係機関や団体等と協議し、実情にあった職員配置を行います。

(12) 職員の採用・研修計画

市児童相談所の設置に伴い、新たに必要となる職員数は非常に多いため、如何に確保していくかが課題です。

職員の新規採用については、計画的に採用することで、早期に必要な職員数を確保し、家庭児童相談室への配属や児童相談所への派遣~~研修~~により、実務経験を積むことで、市児童相談所開設時から質を落とすことなく運営できる体制を構築していきます。

また、県職員の派遣等により、児童相談所の実務に精通した職員を確保できるよう、県と協議していきます。

~~（6）学習環境の整備~~

~~一時保護所で生活する子どもは、主に虐待等を理由に親から引き離して保護しなければならない子どもであり、所属校への通学は困難であることが想定されます。~~

~~このため、一時保護所に学習室を整備し、教員等の専門的知識と経験を有する職員の配置等により、十分な学習を受けられる環境を整備する方針とします。~~

~~また、様々な学年の子どもが入所することに加え、不適切な養育環境により基礎学力が定着していない子どもにも配慮が必要なことから、ICT機器の導入や学校・民間事業者との連携等により、個別的な学習指導ができるように検討します。~~

(7.13) 子どもの権利保障

~~一時保護所における子どもの権利を保障するため、自分の服やおもちゃ等は可能な限り使用できることが望ましいと考えております。また、一時保護所は家庭から離れた慣れない環境における生活となるため、子どもの心をケアすることが期待されます。~~

~~一方、破損・紛失が心配される高価な私物や、不特定者による接触が考えられる携帯電話等については、子どもの希望に耳を傾けつつも、一時保護所で預かる場合には、その取り扱いを十分に検討することや、理由を子どもに十分に説明する必要があります。~~

児童相談所における子どもや家族への相談援助活動の実施にあたっては、業務のすべての段階において、常に子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保証されているかを確認しながら遂行することが求められています。

援助方針を策定するにあたっては、当事者である子どもの意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努める必要があります。

特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や施設入所措置、里親委託された際などに、子ども自身が相談し自分の意見や希望を表明できるような権利を保障する仕組みの構築を検討します。

また、一時保護所は子どもにとって慣れない環境であるため、まずは子どもが安心感、安全感が持てるような職員の関わり方、生活の組み立て、スペースの確保などを確立します。

教育の権利については、一時保護所で生活する子どものうちは、所属校への通学が可能な子については、引き続き通学できるように検討しますが、主に虐待等を理由に親から引き離して保護しなければならない子どもでありについては、所属校への通学は困難であることが想定されます。

このため、一時保護所に学習室を整備し、教員等の専門的知識と経験を有する職員の配置等により、十分な教育を受けられる環境を整備する方針とします。

また、様々な学年の子どもが入所することに加え、不適切な養育環境により基礎学力が定着していない子どもにも配慮が必要なことから、ICT機器の導入や学校・民間事業者との連携等により、個別的な学習指導ができるように検討します。

子どもが所持していた私物については、一人一人の心理的影響を考慮することや、衛生管理を徹底した上で、可能な限り所持させる方針としますが、子どもの福祉を損なう恐れがあるものとしてやむを得ず保管する場合は、子どもがその理由を理解できるよう、職員全員が丁寧で明確な説明を行う体制を構築します。

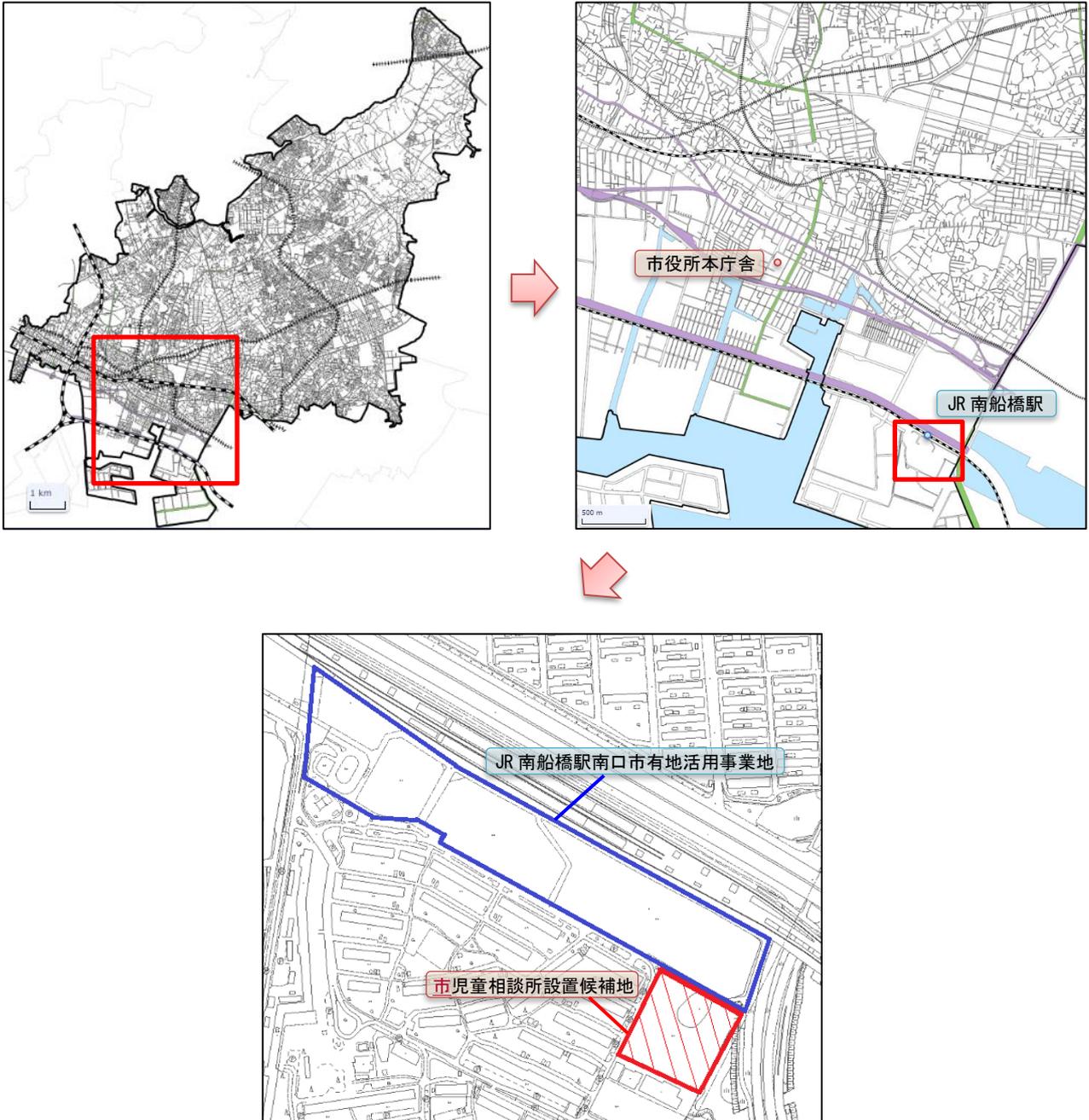
~~その他、市児童相談所の運営や一時保護所における生活の中で、子どもが自分の意志で相談できるような仕組みの構築を検討します。~~

6. 施設整備方針

(1) 候補地の選定

これまでの市児童相談所の設置に係る検討の中で、市における児童相談所の適地となる場所を調査・検討した結果、JR南船橋駅南口の市が保有する土地の一部を、市が児童相談所を設置する候補地として選定しました。

なお、当候補地は市が進めているJR南船橋駅南口市有地活用事業の事業地に隣接していることから、今後、事業の状況を注視しながら、具体的な整備地を設定する予定です。



(2) 施設整備の基本的な考え方

①基本コンセプト

○安心な施設

児童相談所部門、家庭児童相談室部門、一時保護所、~~家庭児童相談室~~は、それぞれが異なる役割を持ち、対応する相手も虐待が疑われる子どもとその保護者、一時保護した子ども、養育の不安を相談したい保護者と様々であることから、安心して気兼ねなく訪れることができるような施設を目指します。

○安全な施設

一時保護所は心理面で傷ついた子どもが多く生活することが想定され、他の自治体において自傷・飛び降り事故等が発生していることに鑑み、可能な限り低い階層とし、吹き抜けを避ける等の建物構造とします。

また、一時保護に納得していない親権者による連れ戻しや、外部から子どもの様子を覗かれるようなことを防止できるような建物構造に配慮します。

○様々な状況に配慮した居室

厚生労働省の児童相談所運営指針に示されているとおり、虐待等を受けた子どもは個別的なケアが必要であることから、一時保護所の居室について、主に学齢児以上には個室を設け、プライバシーの確保に努めるようにします。

また、個室が望ましくない子どもに対応できるよう、2人以上による利用が可能な居室を設けることや、家庭復帰に向けた親子での生活、非行児や感染症罹患児等、状況に応じて利用できる独立した居室を設けます。

その他、将来的に定員を変更する必要がある際に、柔軟に対応可能となるような構造とします。

○運動スペースの確保

親による連れ去りが懸念される場合は、子どもを一時保護所から外出させることが難しくなります。その様な子どもについても自由に運動することができるよう、安全性に配慮した中庭や屋内体育館を整備します。

○職員の執務環境

機能的な動線や視線を確保した施設レイアウト、ICT機器の導入等により、職員が少ない負担で適切な支援を行えるような施設設計を行います。

○安全性とプライバシーの両立

子どものプライバシーを確保するため、居室の他浴室等も一人で利用できるような建物整備を目指しますが、個室化等を進めることは死角が増えることに繋がり、安全性が損なわれる可能性があります。安全性とプライバシーを両立し十分に確保できるよう、建物の設計段階で十分に配慮します。

○地域との良好な関係

周辺環境に配慮した外観や中庭等屋外活動時の騒音対策のほか、隣接する地域の居住空間への視線にも配慮するなど、地域との調和のとれた施設整備ができるよう、設計段階から十分検討し、地域との良好な関係を構築します。

②施設の概要

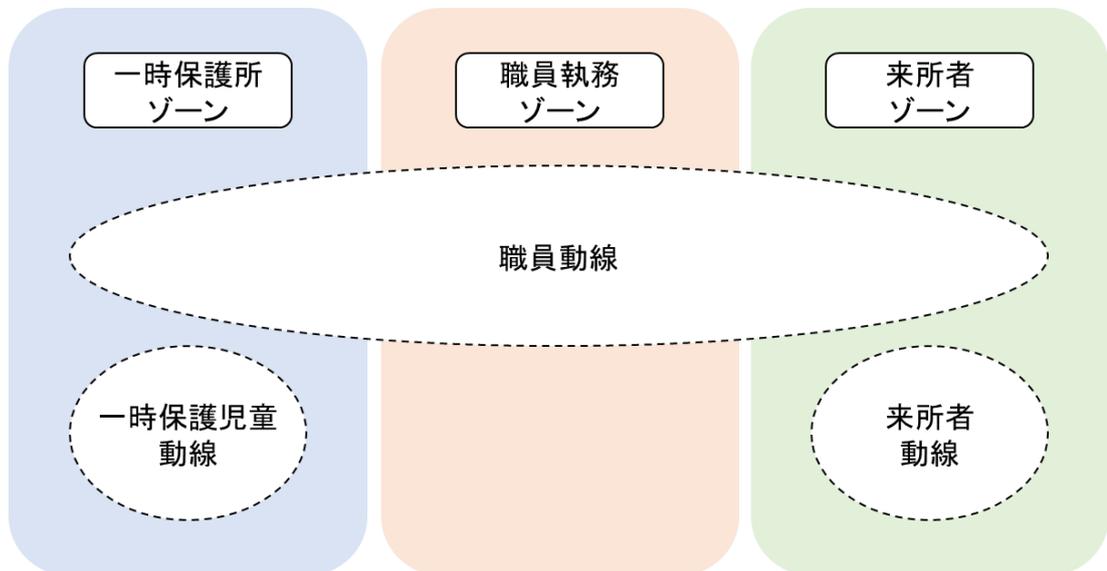
市内の1か所に市児童相談所を設置するものとし、~~市児童相談所と同じ建物内に~~、現在、保健福祉センター内に設置している家庭児童相談室を市児童相談所の一部門として移転するとともに、一時保護所を整備します。

その他、敷地内には一時保護所に入所する子どもが運動するための中庭、公用・来所者用の駐車場及び駐輪場等の必要な設備を整備します。

施設の整備にあたっては、次のような点に配慮して設計していく方針とします。

- 一時保護所に入所する子どもの安全・安心を確保するため、外部から見えないようなレイアウトとすることや、来所者を含めた動線を独立させること
- 安全な施設とすることや職員の負担を軽減するため、低層とすること
- 職員が迅速・柔軟に連携していくため、~~市児童相談所部門・家庭児童相談室部門・一時保護所・家庭児童相談室~~を一体的に整備し、効果的・効率的な動線とすること

・ゾーニングのイメージ



(3) 整備スケジュール

開設までの設計及び建設工事に係る期間は以下のように想定しています。

開設4年前年度				開設3年前年度				開設2年前年度				開設1年前年度				開設年度			
基本設計・実施設計								建設工事								開設			